

○経済産業省 告示第五号

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百一十一号）により指定された平成三十年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成三十年七月二十五日

経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 中川 雅治

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成二十四年法律第十七号）第四十二條第一項の規定による登録であつて、同法第三十條第一項の規定により、平成三十年十一月三十日以前にその効力を失うもの	フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成三十三年法律第六十四号）第二十七條第一項の規定による登録であつて、同法第三十條第一項の規定により、平成三十年十一月三十日以前にその効力を失うもの	特定権利利益	対 象 者	平成三十年七月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に事業所を有する者	延長後の満了日 平成三十年十一月三十日
---	--	---------------	--------------	---	-----------------------------------

失十二定す使用 う一項にる法済 も月のよる律自 の規る律自動 の三十許第車 日定可六の 以にで十七再 前よあ七条資 に、つて、一化 そ平、第源 の成、項等 効同の 力三十 を年条規 第十関	失十二にす使用 う一項基る法済 も月のづ法律自 の三規く律自動 の十定許第車 日に可六十の 以よであ十再 前、つて、一化 に、つて、一化 そ平、第源 の成、項等 効同の 力三十 を年条規 第十関	失十二定す使用 う一項にる法済 も月のよる律自 の規る律自動 の三十許第車 日定可六の 以にで十七再 前よあ七条資 に、つて、一化 に、つて、一化 そ平、第源 の成、項等 効同の 力三十 を年条規 第十関
--	---	---